

姫路市無電柱化推進計画

令和8年6月改訂

姫路市

はじめに

道路上の電線・電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている箇所もあり、また、地震などの災害時には、建物倒壊等により2次被害を受け、倒壊した電柱等が緊急車両等の通行などの妨げとなることが予想されているため、防災や安全、景観等の観点から無電柱化への意識が高まっています。近年では令和6年に発生した能登半島地震において、電柱が倒壊し道路が寸断され、通行を阻害する一因となっていることが報告されています。

このような現状に鑑み、災害被害の拡大防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、無電柱化法）」が平成28年に成立、施行され、国においては、無電柱化法第7条の規定に基づく「第3次無電柱化推進計画」が令和8年6月に策定されています。また兵庫県では、無電柱化法第8条の規定に基づく「兵庫県無電柱化推進計画」を令和6年3月に改訂し、令和10年度までの整備目標等を公表しています。

姫路市においても、道路管理者や電線管理者、地域住民などの関係者が連携して姫路市内の無電柱化を推進していくため、令和3年3月に「姫路市無電柱化推進計画」（以下「前計画」という）を策定し、「防災」「安全」「景観」の観点から、道路における無電柱化を推進してきました。

本計画は、前計画での成果や課題及び国の「第3次無電柱化推進計画」を踏まえ、今後の姫路市における無電柱化を一層推進していくための基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

目次

1. 姫路市無電柱化推進計画の目的	1
1) 目的	
2) 位置付け	
2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	2
1) 姫路市における無電柱化の現状	
2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢	
3) 無電柱化の対象路線	
3. 無電柱化推進計画の期間と無電柱化の推進に関する目標	6
1) 計画期間	
2) 整備目標	
4. 無電柱化の推進に向けた施策等	8
1) 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	
2) 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	

1. 姫路市無電柱化推進計画の目的

1) 目的

姫路市無電柱化推進計画は、市民、事業者等の理解と協力の下、災害被害の拡大防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、市事業を中心とした今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

2) 位置付け

本計画の策定にあたっては、国が策定する「無電柱化推進計画」や「兵庫県無電柱化推進計画」を基本とし、姫路市総合計画や姫路市都市計画マスタープランなどを踏まえた計画とします。

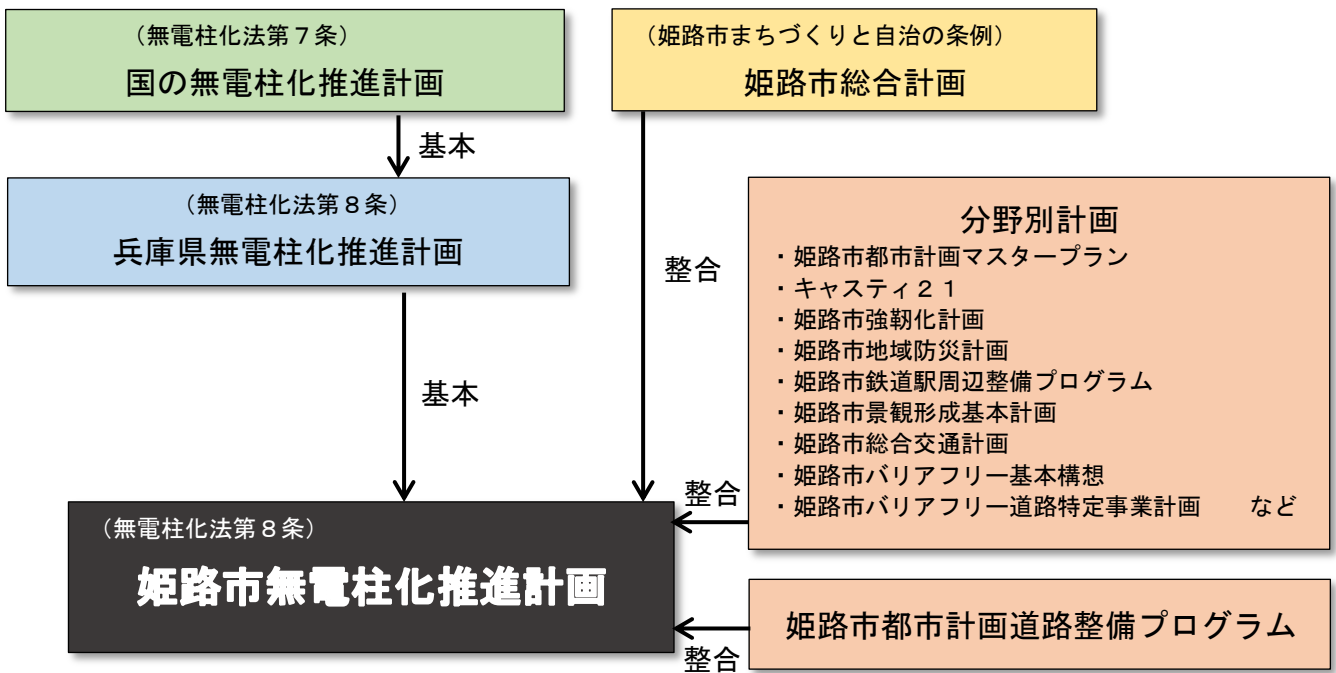


図 1.1 姫路市無電柱化推進計画の位置付け

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 姫路市における無電柱化の現状

姫路市における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による無電柱化が進められており、令和8年（2026年）3月末現在、約31kmの無電柱化が完了しています。

表 2.1 姫路市内の道路延長と無電柱化の状況

令和8年3月末現在（単位：km）

	道路延長	無電柱化 完了延長	無電柱化 事業中延長	無電柱化 完了+事業中延長
市道	2,558.49	20.85	3.04	23.89
国道+県道	476.51	10.24	3.53	13.77
合計	3,035.00	31.09	6.57	37.66



【整備前】

無電柱化



【整備後】

図 2.1 北部中濠線整備前後（姫路城周辺地区）

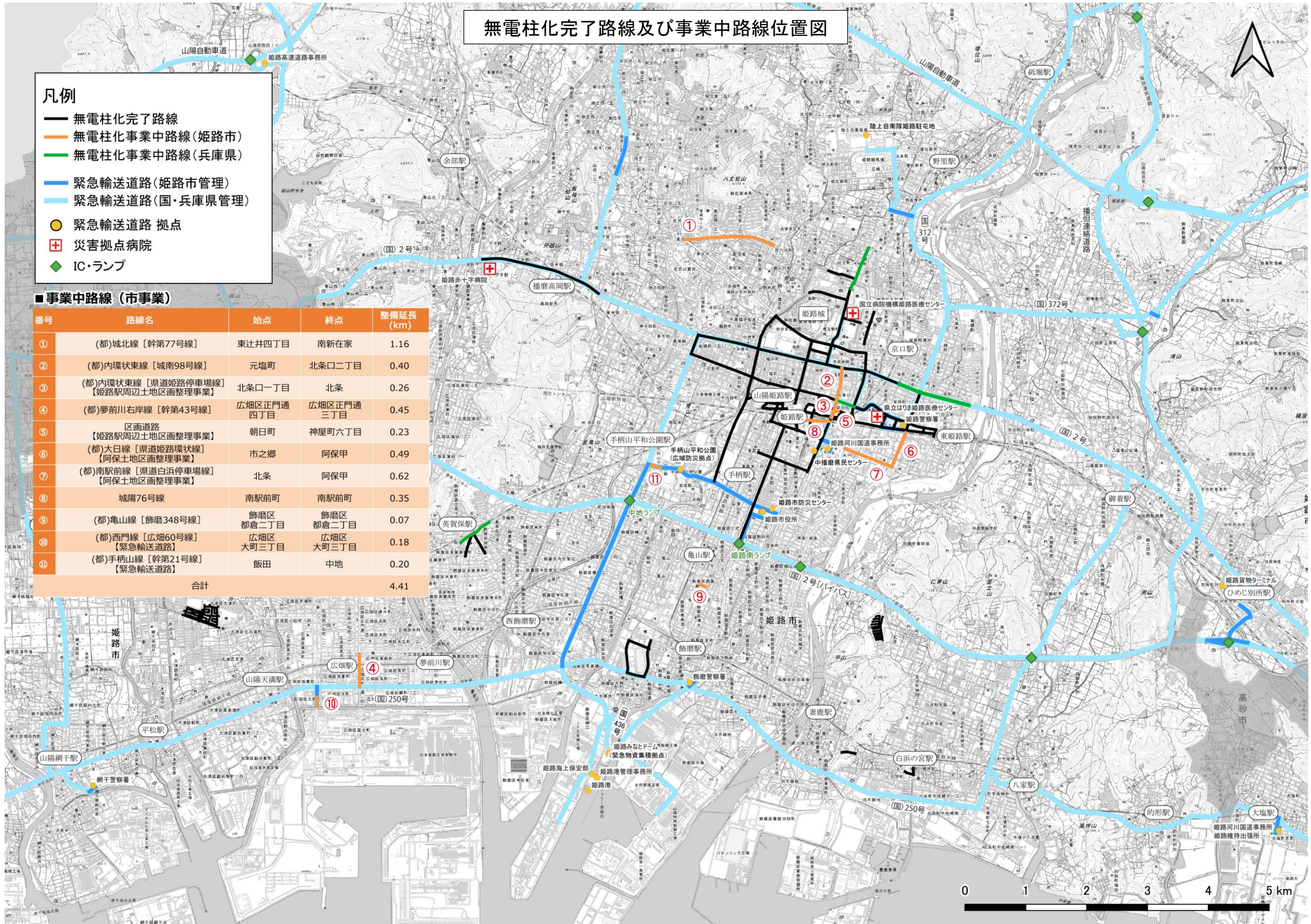
無電柱化完了路線及び事業中路線位置図

凡例

- 無電柱化完了路線
- 無電柱化事業中路線(姫路市)
- 無電柱化事業中路線(兵庫県)
- 緊急輸送道路(姫路市管理)
- 緊急輸送道路(国・兵庫県管理)
- 緊急輸送道路 拠点
- ⊕ 災害拠点病院
- ◆ IC・ランプ

■事業中路線(市事業)

番号	路線名	始点	終点	整備延長(km)
①	(都)城北線 [幹第77号線]	東辻井四丁目	南新在家	1.16
②	(都)内環状東線 [城南98号線]	元塩町	北条口二丁目	0.40
③	(都)内環状東線 [県道姫路停車場線] 【姫路駅周辺地区画整理事業】	北条口一丁目	北条	0.26
④	(都)夢前川右岸線 [幹第43号線]	広畑区正門通四丁目	広畑区正門通三丁目	0.45
⑤	区画道路 【姫路駅周辺地区画整理事業】	朝日町	神屋町六丁目	0.23
⑥	(都)大日線 [県道姫路環状線] 【阿保土地区画整理事業】	市之郷	阿保甲	0.49
⑦	(都)南駅前線 [県道白浜停車場線] 【阿保土地区画整理事業】	北条	阿保甲	0.62
⑧	城陽76号線	南駅前町	南駅前町	0.35
⑨	(都)亀山線 [飾磨348号線]	飾磨区都倉二丁目	飾磨区都倉二丁目	0.07
⑩	(都)西門線 [広畑60号線] 【緊急輸送道路】	広畑区大町三丁目	広畑区大町三丁目	0.18
⑪	(都)手柄山線 [幹第21号線] 【緊急輸送道路】	飯田	中地	0.20
合計				4.41



※凡例の位置はおおよその位置です

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

本市における無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めています。今後は、防災や安全・円滑な交通確保等の観点から、緊急輸送道路^{※1}等、必要な道路において無電柱化を推進します。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により姫路市の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとします。

3) 無電柱化の対象路線

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要です。そのため、以下の路線について優先的に無電柱化を推進する路線として、取り組みを進めます。

なお、国道、県道等の姫路市が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請します。

【今後優先的に無電柱化を行うべき路線】

現在事業中や具体的に計画している路線に加え、以下の観点に基づき無電柱化を推進します。

① 防災機能の強化・向上

地震や津波、台風等の自然災害時に電柱の倒壊による道路閉鎖を防ぎ、避難や救助活動、物資輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路の無電柱化を重点的に進めます。また、防災拠点、避難所等へのアクセス道路、災害被害の拡大防止を図るために必要な道路などの無電柱化を推進します。



図 2.2 倒壊した電柱による道路閉塞（出典：国土交通省ホームページ）

※1 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

② 安全で安心な歩行者・自転車の通行空間の確保

多くの人々が集中する駅や公共施設の周辺は歩行者が多く、歩道内の電柱は安全で円滑な通行を妨げる恐れがあります。また、歩道のない狭い道路においても路肩部を通行する歩行者が電柱を避けるため車道に飛び出すなど危険な行動となることもあります。そのため、駅周辺などのバリアフリー化が必要な道路、学校周辺の通学路など、歩行者と自転車の安全な通行の確保のために必要な道路の無電柱化を推進します。



図 2.3 路肩に設置された電柱による通行阻害

③ 良好な景観の保全と形成

電柱や電線により美しい景観が損なわれてしまう場合もあるため、姫路市景観形成基本計画に位置付けられた地域において、良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進します。



【整備前】



【整備後】

無電柱化

図 2.4 無電柱化による良好な景観形成

3. 無電柱化推進計画の期間と無電柱化の推進に関する目標

1) 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。なお、国や兵庫県が策定している無電柱化推進計画の見直しや社会情勢の変化などを的確に把握し、適宜見直しを行います。

2) 整備目標

無電柱化にあたっては、必要性の高い区間から重点的に無電柱化していくことが重要です。そこで下記のとおり市事業の整備延長の目標を定め、重点的に進めます。

① 無電柱化の完了を目指す延長

目標指標	目標値			
	令和12年度末時点 (2030年度末時点)	うち施策別延長		
		①防災	②安全	③景観
無電柱化完了延長	1.76km	0.0km	1.18km	0.58km

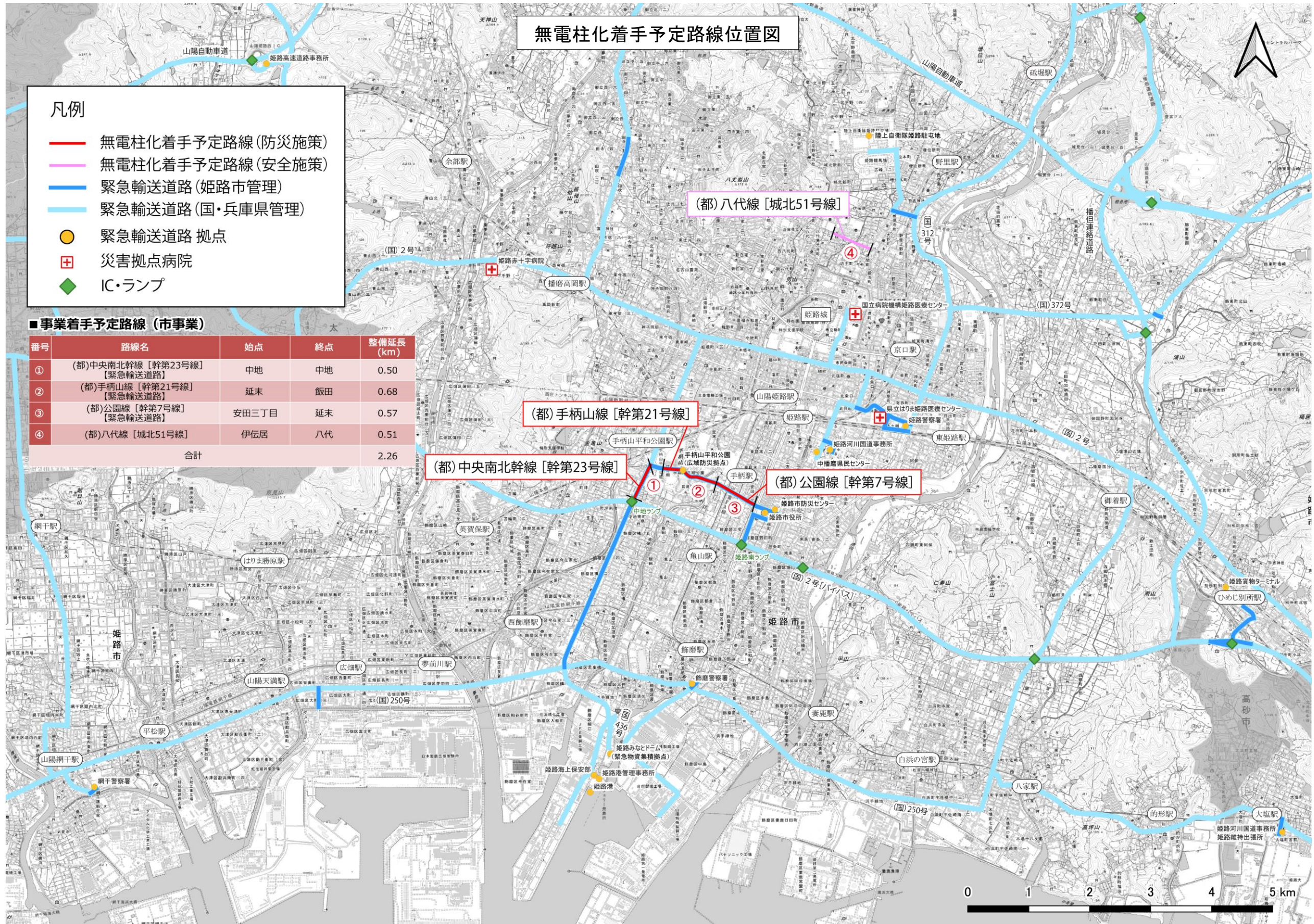
※完了は電柱が抜柱された状態をいう

② 無電柱化の着手を目指す延長

目標指標	目標値			
	令和12年度末時点 (2030年度末時点)	うち施策別延長		
		①防災	②安全	③景観
無電柱化着手延長	2.26km	1.75km	0.51km	0.0km

※延長は路線延長とする

※着手は設計等を含む



※凡例の位置はおおよその位置です

4. 無電柱化の推進に向けた施策等

1) 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

① 無電柱化事業の手法

以下により、無電柱化を推進します。整備手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定します。

【地中化方式】

I. 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二者以上）が電線、地上機器を整備する方式です。

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等の低コスト手法について、国のモデル事業の実施結果を踏まえるとともに、兵庫県の実施状況も考慮しながら積極的に導入を検討し無電柱化を推進します。

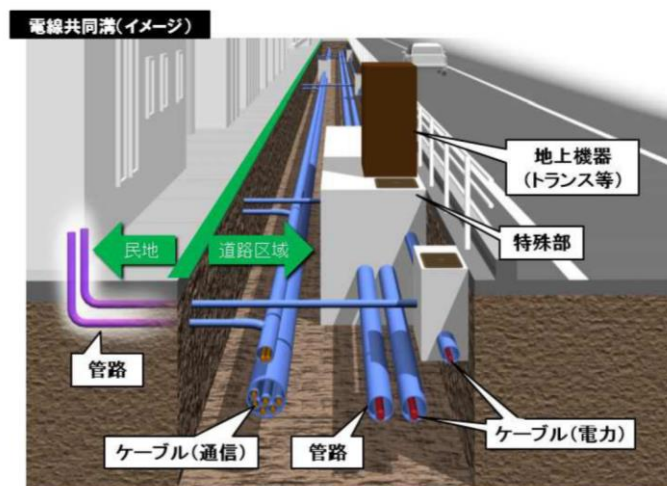


図 4.1 電線共同溝イメージ
(出典：国土交通省ホームページ)

II. 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式であり、管路等は道路占用物として地方公共団体が管理するものです。

III. 要請者負担方式

道路管理者・電線管理者以外の要請者が整備する方式です。

IV. 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式です。

【地中化方式以外】

V. 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式です。

VI. 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式です。

これらの方式は、歩道幅員が狭小な道路や歩道のない道路において、条件が整う場合は導入を検討します。本手法に関しては、地域住民との合意形成が必要です。

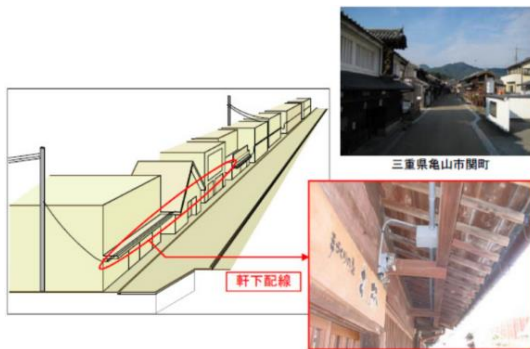


図 4.2 軒下配線方式

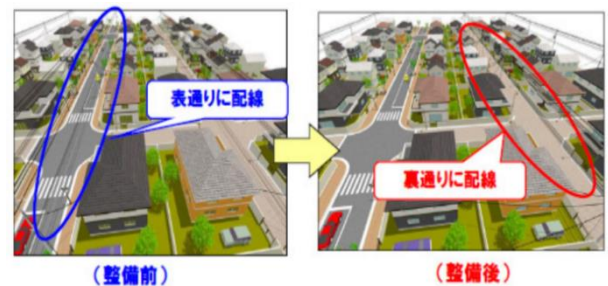


図 4.3 裏配線方式

(出典：国土交通省ホームページ)

VII. 電柱移設方式

地中化によらない無電柱化のその他の手法として、歩道幅員が狭小な道路や歩道のない道路にある電柱を公共用地へ移設するものです。

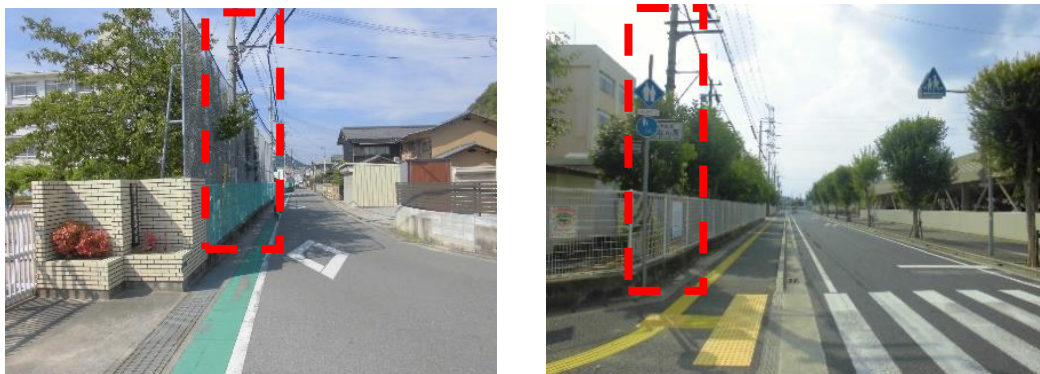


図 4.4 公共用地への電柱建柱事例

② 電柱を増やさない取組の推進

I. 電柱の占用制限

災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、防災上重要な道路においては、道路法第 37 条及び無電柱化の推進に関する法律第 11 条により、原則電柱の占用を禁止もしくは制限します。なお、姫路市が管理する全ての緊急輸送道路については、新設電柱の占用制限は実施済みです。

また、新たに緊急輸送道路が指定されたときや、その他の道路において、占用制限が必要となった場合には、同様に道路法第 37 条及び無電柱化の推進に関する法律第 11 条に基づく占用制限を行います。

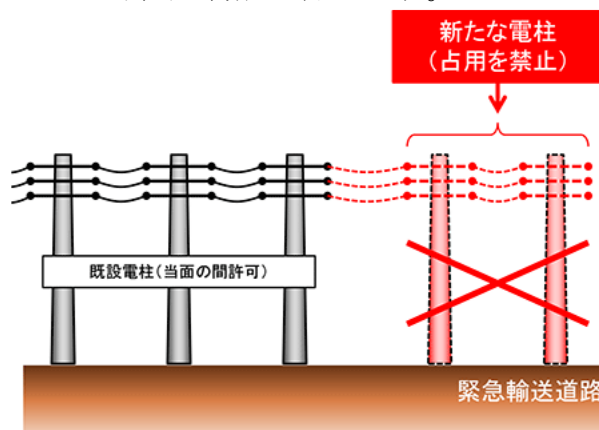


図 4.5 道路法第 37 条における新設電柱の占用制限イメージ
 (出典：国土交通省ホームページ)

③ 関係者間の連携の強化

I. 推進体制

道路管理者、交通管理者及び電線管理者等からなる兵庫県無電柱化地方部会の活用により、無電柱化の対象路線や無電柱化手法、事業実施時期等について協議、合意形成を図り、円滑な事業実施に努めます。具体の無電柱化実施箇所における課題解消に向け、必要に応じて地元関係者を含む協議会等を設置し、整備手法や地上機器の設置場所等について円滑に合意形成を図ります。

II. 工事時の配慮

無電柱化を実施する際、工事関係者は道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト縮減、工期短縮や民地への引込設備の集約などにより、効率的に整備するよう努めます。また、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制や既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努めます。また、ガスや水道等の工事についても、事業に関する情報を適切に共有し、工程等の調整を積極的に行います。

III. 新技術・新工法の活用

国等が行う、「電線を地下に埋設する簡便な方法」、その他無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査等については、県の動向を踏まえて市としての対応を検討します。

IV. 抜柱の推進

電線共同溝等を整備し、電線類の入線後は、地上にある電線及び電柱を速やかに撤去して無電柱化の推進を図っていきます。

2) 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

① 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、姫路市の取り組みについて国や他の地方公共団体との共有を図ります。

② 広報・啓発活動

無電柱化を実施するにあたり、無電柱化の重要性に関する住民の理解と関心を深め、無電柱化に住民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行います。

③ 無電柱化推進計画の見直し

本計画は国の「無電柱化推進計画」や「兵庫県無電柱化推進計画」の見直し、また、社会経済情勢の変化や無電柱化事業の進捗状況等を的確に把握し、進行管理を行うとともに適宜見直しを行います。

参 考 資 料

■電線共同溝方式による無電柱化対象路線一覧※2

■事業中路線（市事業）

番号	路線名	始点	終点	整備延長 (km)	令和12年度未 完了予定延長 (km)	整備方式	整備方針		
							① 防災	② 安全	③ 景観
①	幹第77号線 (都)城北線	東辻井四丁目	南新在家	1.16	—	電線共同溝 (道路事業等に合わせた無電柱化)	○	◎	○
②	城南98号線 (都)内環状東線	元塩町	北条口二丁目	0.40	0.40	電線共同溝 (道路事業等に合わせた無電柱化)	○	◎	○
③	県道姫路停車場線 (都)内環状東線 (姫路駅周辺土地区画整理事業)	北条口一丁目	北条	0.26	0.26	電線共同溝 (道路事業等に合わせた無電柱化)	○	◎	○
④	幹第43号線 (都)夢前川右岸線	広畑区正門通 四丁目	広畑区正門通 三丁目	0.45	0.45	電線共同溝 (無電柱化単独事業)	○	◎	
⑤	区画道路 (姫路駅周辺土地区画整理事業)	朝日町	神屋町六丁目	0.23	0.23	電線共同溝 (道路事業等に合わせた無電柱化)		○	◎
⑥	県道姫路環状線 (都)大日線 (阿保土地区画整理事業)	市之郷	阿保甲	0.49	—	電線共同溝 (道路事業等に合わせた無電柱化)	○	◎	
⑦	県道白浜停車場線 (都)南駅前線 (阿保土地区画整理事業)	北条	阿保甲	0.62	—	電線共同溝 (道路事業等に合わせた無電柱化)	○	◎	
⑧	城陽76号線	南駅前町	南駅前町	0.35	0.35	電線共同溝 (無電柱化単独事業)		○	◎
⑨	飾磨348号線 (都)亀山線	飾磨区 都倉二丁目	飾磨区 都倉二丁目	0.07	0.07	電線共同溝 (道路事業等に合わせた無電柱化)	○	◎	
⑩	広畑60号線 (都)西門線 (緊急輸送道路)	広畑区 大町三丁目	広畑区 大町三丁目	0.18	—	電線共同溝 (道路事業等に合わせた無電柱化)	◎	○	
⑪	幹第21号線 (都)手柄山線 (緊急輸送道路)	飯田	中地	0.20	—	電線共同溝 (無電柱化単独事業)	◎	○	
合計				4.41	1.76				

■事業着手予定路線（市事業）

番号	路線名	始点	終点	整備延長 (km)	令和12年度未 着手予定延長 (km)	整備方式	整備方針		
							① 防災	② 安全	③ 景観
①	幹第23号線 (都)中央南北幹線 (緊急輸送道路)	中地	中地	0.50	0.50	電線共同溝 (無電柱化単独事業)	◎	○	
②	幹第21号線 (都)手柄山線 (緊急輸送道路)	延末	飯田	0.68	0.68	電線共同溝 (無電柱化単独事業)	◎	○	
③	幹第7号線 (都)公園線 (緊急輸送道路)	安田三丁目	延末	0.57	0.57	電線共同溝 (無電柱化単独事業)	◎	○	
④	城北51号線 (都)八代線	伊伝居	八代	0.51	0.51	電線共同溝 (道路事業等に合わせた無電柱化)	○	◎	
合計				2.26	2.26				

※2 市事業の市道、県道を対象としている。県事業については事業箇所を P3 に記載。

姫路市無電柱化推進計画

令和8年(2026年)6月

発行：姫路市 建設局 道路建設部 街路建設課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

Tel (079)221-2611 Fax (079)221-2677

